

## [第3回] 独占禁止法・競争政策の国際的課題

### 第1部 米国・EUの競争法

#### 第1 外国競争法の研究の必要性

##### 【ポイント】

- 1 米国、EUを中心とした外国法の研究は、独占禁止法の制度立案や運用に不可欠であるばかりでなく、特に公正取引委員会の執行方針を予測し、今後の政策の方向性を占う上でも重要である。我が国独占禁止法は、法制的にも**米国反トラスト法**を継受しており、反トラスト法の執行方針の影響を受けてきている。同時に、ドイツ法及びその影響を強く受けて発展してきた**EC競争法**からも、米国法には見られない規定や特徴を見習ってきた(例えば、1953年改正は、当時のドイツ競争制限禁止法草案の影響を強く受けている)。
- 2 国際的に活動する企業の立場からは、大きな市場である米国、EUの競争法を学ぶことは、死活的に重要である。現地に進出する企業はもちろん、単に輸出を行うにすぎない企業に対しても、「**効果主義**」の法執行が及んでくる。
- 3 二大競争法体系として、米国反トラスト法及びEC競争法は、世界的な影響力を持っており、WTOにおける「**貿易と競争**」を巡る議論に対しても、(特にEUは)大きな発言力を有している(米国は、WTOでの競争法の議論には消極的である)。
- 4 先進国ばかりでなく途上国においても、競争法は重要性を増しつつある。その一つの理由は、WTO協定等により、自国企業保護・国内開発優先政策を採ることができなくなっている中で、先進国企業・政府に対して正統性を主張できる措置・手段として、競争法を活用することが考えられるからである。
- 5 途上国への競争法・競争政策面での国際協力(技術支援)は、歪んだ(自国企業保護的な)競争法を導入することを防ぐ意味合いもあるが、かつて自国企業保護的な独占禁止法の運用をしてきたと(外国から)評価されている我が国は、この面では微妙な立場にある。

#### 第2 米国反トラスト法

##### 【ポイント】

- 1 独占禁止法の母法たる米国「反トラスト法」とは、「**シャーマン法**」(1890年制定)及び「**クレイトン法**」(1914年)をさすこともあるが、一般には「**連邦取引委員会(FTC)法**」(1914年)を含めた意味で用いられる。
- 2 1960年代までは、世界で競争法を活発に執行している唯一の国であったと言ってもよく、70年代以降、シカゴ学派の影響もあり、かつてのような厳格な執行は緩和されたが、現在でも、競争法の執行に最も大きなリソースを投入している。
- 3 米国反トラスト法の最大の特徴は、政府による執行だけでなく、私人(被害者)による提訴(**3倍額賠償請求**)が極めて活発なことである。かつては、こうした私訴が濫用されているという批判も強かったが、原告適格等に関する判例により、濫用的な訴訟はなくなっていると評価されている。
- 4 外国企業にとっては、反トラスト法の「**域外適用**」(米国市場に効果が及ぶ限り、外国で行われた行為に対しても米国の管轄権が及ぶとする「**効果主義**」による法執行)が長年、大きな懸念であった。ただし、米国政府に限れば、**国際礼讓**の考慮が機能しており、1980年ごろまでのような外国政府との深刻な対立は生じていない(ただし、**私訴**については、こうした考慮は期待できない)。
- 5 米国反トラスト法は、世界中から注目され、研究されているが、反トラスト法及び一般手続法に見られる特異性(例えば、刑事罰等による制裁への信頼、3倍額賠償、極端なディスカバリー)のために、継受しやすいものではない。

### 第3 EC競争法

【ポイント】

- 1 1990年代に入ってからでのEC競争法の発展は目覚しく、米国反トラスト法と肩を並べる地位にある。米国反トラスト法の「輸出」が必ずしも成功していないのに対し、EC競争法は、EUへの加盟を希望する周辺国ばかりでなく、その他の国々にも大きな影響を及ぼしてきている。
- 2 その理由は、例えば、イ) 行政的に (EC委員会により) 執行されることが基本であること、ロ) 大企業の濫用行為に対する規制がしやすい法制(「市場支配的地位の濫用」規制)となっていること、が挙げられる。
- 3 EC競争法の一つの特徴は、市場統合目的との関係であり、市場統合を損なうような類型の違反行為(水平的市場分割は当然として、並行輸入の阻止、垂直的地域制限等)に対しては、厳しい判断基準と制裁措置で臨んでいることである。
- 4 ただし、近年、違法性判断基準、違反に対する措置等の様々な面で、米国反トラスト法への近似傾向が著しくなっているとも評価されており、経済分析を重視した違法性判断が主流になりつつある。しかし、合併規制等を巡っては、深刻な対立に発展したケースもあり(Boeing/MD, GE/Honeywell)、また、EC委員会によるMicrosoft事件の処理が注目される。
- 5 EUは、WTOでの国際的競争法ルール策定に最も積極的であるが、その背景には、国際的ルールがEC競争法をモデルにしたものになることへの自信があるものと思われる。

### 第4 競争法の国際的動向

【ポイント】

- 1 競争法の国際的動向として、次のような点を挙げるができる。
  - イ) ハードコア・カルテルに対する厳罰化、リニエンシー制度の導入
  - ロ) 合併規制の普及とそれに伴う規制コスト(競争当局にも、企業にも)の増大
  - ハ) 国際的執行協力体制の構築(イ)及びロ)への対応策でもある)、ベスト・プラクティスの追求
- 2 同時に、次のような課題について、米国、EUを含め、対応に苦慮しているのが現状である。
  - イ) 知的財産権等による国際的独占への取組
  - ロ) 個別市場分析では析出されない複数市場横断的支配力の捉え方
  - ハ) 変動費用が小さい産業における略奪的価格設定問題

《参考》村上教授の体系論(米国、EUの競争法体系への収斂)【再掲】

競争法体系			米国	EU	日本
事後規制	共同行為	水平的制限	不当な取引制限 (シャーマン法 1 条)	共同行為 (EC条約 81 条)	不当な取引制限 (独禁法 3 条後段)、事業者団体の行為 (8 条)
		垂直的制限			不公正な取引方法 (独禁法 19 条)
	単独行為 (独占化・濫用行為)		独占化行為 (シャーマン法 2 条)	市場支配的地位の濫用行為 (EC条約 82 条)	私的独占 (独禁法 3 条前段)
事前規制	企業結合		クレイトン法 7 条, 7A 条	企業集中規制規則	独禁法第 4 章

(注) 米国では、別途、連邦取引委員会法第 5 条により「不公正な競争方法」が禁止されており、判例上、シャーマン法及びクレイトン法違反行為を包含するほか、更に広範な規制がどこまで可能かが議論されている。

## 第 2 部 国際取引と競争政策

### 第 1 国際取引と独占禁止法・競争政策

#### 【ポイント】

1 グローバル経済においては、競争法の執行もグローバルに考えないと、有効性を持ち得ない。他方、競争法が涉外的要素を有する事案を扱う際には、国家法としての性格上、他国の利益との衝突につながったり、執行上の限界に直面したりすることになる。また、国際的な競争政策問題を解決するためには、グローバルな視野から国際経済社会の共通利益の実現を目指した取組が求められるが、現実には、各国間の経済的利害の対立や国内における既得権益保護の動きを反映して、その解決は容易ではない。

《例》イ) 外国で行われる競争制限行為(例: 外国での対日輸出カルテル)の悪影響が国内に及ぶ場合

ロ) 国ごとに異なる競争法規制(例: 国際合併規制)が国際的な事業活動を阻害する場合

ハ) 貿易政策措置(例: 反ダンピング措置)の濫用が国際競争を歪める場合

ニ) 国境措置の削減効果が私的な競争制限行為(例: 輸入制限カルテル)により無効化されてしまう場合

2 競争政策の国際的課題としては、国際貿易・投資との関係で生じる問題と、純粋に競争政策プロパーの問題とが考えられる。両者は必ずしも截然と分けられるものではないが、国家・地域間の経済的利害の対立を反映して、主として前者が注目される。しかし、後者は、競争サイドが主体的に取り組まなければならない問題であり、その重要性が劣るものではない。

3 競争法に関する執行面と政策面の両面にわたる国際協力が不可欠である。執行面では、国際的事件に関する情報交換・執行活動の調整を通して、競争法規制の実効性確保と執行活動により生じ得る利益抵触の回避・解決を図ることが期待される。また、政策面では、途上国への競争法分野の技術協力の拡充や競争法の国際ルール作りが求められている。

### 第 2 国際的競争政策課題

#### 【ポイント】

1 競争法を国際的に普及させるとともに、市場メカニズムの活用による国際経済社会全体の発展を図ることが重要である。競争的市場環境は、世界中の誰もが自らの創意工夫と努力により経済的成功を収めることを可能にするとともに、国際経済の発展をもたらすものであり、逆に、その破壊は、国際経済全体に悪影響を及ぼす。その意味で、競争的市場は、一種の「国際公共財」であり、公共財としての特質に適合した政策が展開されるべきである。

2 競争的市場環境を形成・維持するための課題は多方面にわたるが、競争政策と直接的に関連するものとして、次のようなものを挙げることができる。特に、競争法制とその実効的な執行体制(執行コストが低い制度・運用の構築を含む)、産業・市場の実態や経済的意味合いを反映した市場整備・規制制度、望ましい知的財産制度を構築することが主要な課題である。

## 競争政策の国際的課題

### 1 競争法規制コストの削減【主に競争法規制を受ける企業側の関心】

- (1) 問題の所在
  - 各国・地域の競争法規制基準・規制手続の相違が国際的事業展開にとっての大きなコスト
  - ・国際的企業結合：複数国・地域への事前届出，矛盾する排除措置
  - ・マーケティング戦略：統一的な戦略が採り難い
- (2) 国際的企業結合
  - 規制の齟齬がもたらすコスト（直接的コスト，間接的成本）
  - 手続上の問題：事前届出制度の調整・統一
  - 実体上の問題：分析におけるベスト・プラクティスの追求
- (3) 留意点
  - 競争法規制基準の相違は市場・競争実態の反映でもある
  - 規制基準・手続の統一が常に望ましいとは限らない

### 2 規制と競争を巡る国際的議論

- (1) O E C D の取組（規制改革プロジェクト）
  - ・統合報告書(97年)
  - ・対日国別審査(98年)：規制改革における競争政策の重要性・公正取引委員会関与の必要性
- (2) 日米包括経済協議（規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ）
- (3) W T O ・ G A T S ：基本電気通信「参照文書」
- (4) W T O 新ラウンド交渉での取扱い

### 3 知的財産権制度

- (1) 知的財産権保護の望ましい仕組み
- (2) 知的財産権の濫用的行使の規制
- (3) W I P O から G A T T へ
- (4) W T O ・ T R I P S 協定
- (5) W T O 新ラウンド交渉での取扱い
- (6) 医薬品特許問題

### 4 投資と競争政策

- (1) 直接投資の競争効果・競争阻害的投資措置
- (2) W T O ・ T R I M 協定と M A I の挫折
- (3) W T O ・「貿易と投資」作業部会
- (4) W T O 新ラウンド交渉での取扱い

### 5 自由貿易協定（FTA）・地域統合（RI）と競争政策

- (1) F T A ・ R I の叢生
- (2) R I と W T O 協定
- (3) 我が国の通商政策の転換
- (4) 日・シンガポール「新時代経済連携協定」(02年1月署名，5月国会承認)
- (5) その他の動き

### 第3 「貿易と競争」問題

#### 【ポイント】

- 1 国家・地域間の経済的利害が錯綜し、国際競争が激化する中で、様々な競争法・競争政策上の問題が生じており、それらは、国際貿易紛争の原因であり、あるいは、その結果である。
- 2 こうした「貿易と競争」を巡る問題は、イ) 競争制限的な**貿易政策措置が競争に悪影響を及ぼす問題**(例：AD, SG措置による輸入制限がもたらす競争制限効果)と、ロ) **競争政策措置(不措置を含む)が貿易・投資に悪影響を及ぼす問題**(例：輸入制限カルテルの放任による貿易制限効果)とに分けられ、両者にバランスよく取り組むことが必要である。
- 3 特に、競争法が十分執行されないことによる市場アクセスの阻害問題は、1980年代から90年代中ごろまでの日米経済関係を象徴しており、その解決の過程で、我が国の独占禁止法・競争政策に大きな進展が見られた(ただし、同時に、数値目標の設定等の結果志向の解決策を余儀なくされるといった問題も現れた)。

#### 「貿易と競争」問題の二面性

##### 1 競争制限的貿易政策措置【主に競争政策担当者・支持者の関心事】

- (1) 「不公正貿易慣行」に対する措置制度の競争制限性
  - ・アンチ・ダンピング(AD)措置：米国の鉄鋼関係が典型
  - ・セーフガード(SG)措置：最近の日中間の農産物問題、米国の鉄鋼への発動
  - ・米国74年通商法301条に基づく一方的措置：日米自動車問題以降は自粛？
    - ・EU提訴 パネル報告書(99・12・22)：制度自体は協定違反ではない
- (2) 措置制度の運用上の問題点
- (3) AD措置の抜本的改革：競争法基準(略奪的価格設定規制)による代替の提案
  - 競争法基準 イ) 価格水準基準：限界費用(その代替として可変費用)
  - ロ) 埋め合わせ(recoupment)可能性
- (4) 日本政府の立場
- (5) WTO新ラウンド交渉での取扱い

##### 2 競争法・政策の不存在・不十分な執行【主に貿易政策担当者・支持者の関心事】

- (1) 市場アクセスの阻害
  - 日米間の80年代以降の貿易摩擦の大きな争点
  - 日米構造問題協議(Structural Impediments Initiative):89~92年にかけての議論枠組
- (2) 競争に関する国際ルールの不存在：貿易サイドの不満
- (3) 「貿易と競争」問題：専ら競争法の不十分な執行の問題(特に日本)に焦点
- (4) OECD・貿易委員会/競争政策委員会の合同作業部会
- (5) WTO・「貿易と競争」作業部会
- (6) WTO新ラウンドへの日本政府の提案(99年8月)
- (7) WTO新ラウンド交渉での取扱い

## 第3部 独占禁止法の国際的課題と執行協力

### 第1 国際取引と独占禁止法

#### 【ポイント】

- 1 渉外的要素を有する独占禁止法問題においては、一般の違反事件処理上の問題に加えて、特別の理論上の問題（例：域外管轄権）及び実務上の問題（例：証拠収集、言語の壁）が生じることがある。その解決のためには、**国際執行協力**に待たなければならない問題もある。
- 2 従来、我が国では、渉外的要素を有する独占禁止法問題が提起されてきているにもかかわらず、法的措置が講じられた事例は極めて限られており、こうした状況を改善するために取り組むべき課題は多い。
- 3 80年代以降、公正取引委員会は、米国を中心とする外国から、日本市場の閉鎖性・排他性（競争制限的行為の蔓延による市場アクセス阻害）の指摘を受けて、種々の施策を展開してきており、そうした努力は、我が国の独占禁止法の執行強化と競争政策の推進に好影響を及ぼしたと考えられ、競争法・政策における国際的ハーモナイゼーション実現の一つのモデルとなり得る。
- 4 今後早急に取り組むべき課題として、イ）国際カルテルに対する執行強化、ロ）国際合併規制の円滑化（事前届出を含む規制手続の調整、的確な実体審査）がある。いずれの課題も、国際的な検討が進められており、国内競争法制度の見直し（イ）については、制裁強化と制裁減免導入；ロ）については、事前届出・審査手続の迅速化・透明化）を視野に入れて議論に積極的に参画するとともに、実際の法執行を強化しないと、国際的潮流から取り残されることになる。

## 国際的独占禁止法適用問題

### 1 国際カルテル

近年の国際カルテルに対する国際的取組の強化

- ・米国司法省による積極的な国際カルテルの摘発（外国企業への巨額の罰金、個人への体刑）
- ・OECD/ハードコア・カルテルに関する理事会勧告(98年)  
各国への波及（制裁強化・制裁減免導入 執行強化）
- ・主要国での制裁減免(リニエンス)制度の相次ぐ導入 我が国はどうするのか？

ビタミン国際カルテル（価格協定、販売割当協定）

- ・米国, EU, 豪, 加：外国（域外）企業に対しても巨額の罰金又は制裁金(99~01年)  
審査協力による制裁減免事案であるが、米国では1社に5億ドル, EUでは総額約9億ユーロ
- ・日本：日本企業2社に対して警告のみ(平成13・4・5)

理論的課題

- イ) 立法管轄権の存否
- ロ) 「一定の取引分野」の画定
- ハ) 日本市場への影響の有無の判定

実務上の課題

- イ) 外国での証拠収集
- ロ) 外国送達
- ハ) 措置の執行

[ 補足 ] 国家管轄権に関する理論的検討

管轄権と域外適用

- ・ 国際法上の「管轄権」の概念
  - イ) **立法(規律)管轄権**(内国法の規律が及ぶ範囲)
  - ロ) **司法管轄権**(個別の事物・人に対する権限の有無)
  - ハ) **執行管轄権**(強制的な執行ができる範囲 - 領域内に限られることは国際法上の大原則)
- ・ **「属地主義」** v. **「効果主義」**(「客観的属地主義」, 「実施理論」)
  - 少なくとも競争法分野では, 効果主義(ないしは, 実質的に同一の考え方)が一般化
  - ドイツ競争制限禁止法では, 効果主義を明文化
  - EC裁判所は, 「実施(implementation)理論」を採用

米国反トラスト法の域外適用

- ・ 属地主義(American Banana 事件(1909 年)) 効果主義(American Tobacco 事件(1911 年))
  - Alcoa 事件(1945)で効果主義が確立
- ・ 管轄権の競合・抵触とその調整: 「**管轄権に関する合理の原則**」の盛衰
  - Hartford Fire 米国連邦最高裁判決(93 年)の「真の抵触」と消極的礼讓
- ・ 刑事事件における効果主義の適用(日本製紙事件)
- ・ 米国反トラスト法に特有の「輸出制限行為」に対する管轄権問題
  - 米国司法省・FTC「国際的事業活動反トラスト執行ガイドライン」(95 年)で集大成

米国反トラスト法の過剰な「域外適用」に対する対策

- 過剰な(濫用的な)ディスカバリー, 3 倍額賠償が諸外国の反発を招いてきた
- イ) 外交抗議
- ロ) **対抗立法**(blocking statute): 加, 豪, 英, 仏など(実際の発動例は極めて少ない)
- ハ) **協力協定**(米加: 48 年以降, 現行 95 年, 米豪: 82 年, 米 EC: 91 年, 98 年; 米日: 99 年; 日 EC: 03 年)
  - 80 年代までの協力協定は, 米国の一方的な域外適用を手続的に抑制する目的で締結
  - 90 年代以降の協力協定は, それに加えて, 実効的な規制のための協力(「**積極的礼讓**」規定を含む)を目的とする

独占禁止法の管轄権

- ・ 外交当局に根強い「属地主義」との調整
- ・ 独占禁止法涉外問題研究会報告書「独占禁止法の域外適用」(平成 2 年)
- ・ 管轄権の考え方の未発達(独占禁止法第 6 条の規定も一因か?)
- ・ 合併規制の改正(平成 10 年)による外国会社への管轄権の拡張
- ・ 送達規定(法第 69 条の 2)の不備 平成 14 年改正による外国送達規定の整備

## 2 国際的企業結合・提携

### (1) 独占禁止法による企業結合規制

イ) 管轄権：「国内の会社」の合併・株式保有に限定 平成 10 年改正で「国内の」の限定を削除  
・Exxon/Mobil (平成 11・10・18 審査結果公表)

ロ) 事前届出義務

ハ) 調査・送達手続

ニ) 排除措置の強制可能性：實際上，国内に資産がないと困難

### (2) 経済界の不満 - 国際競争の考慮が不十分

イ) 市場画定

ロ) 輸入の考慮

ハ) 国際競争力強化・効率性向上目的への配慮

### (3) 合併規制の国際的普及(約 60 力国)に伴う管轄権の重複による問題点

イ) 規制範囲の齟齬

ロ) 手続面(事前届出・待機期間)の齟齬

ハ) 違法性判断の齟齬

ニ) 排除措置内容の齟齬

国際的企業結合の実施コストを高めている(厳しい国の基準に合わせざるを得なくなる)

国際カルテル規制と並ぶ国際競争法の二大テーマ

米・EU・加・豪を中心とした英語圏諸国による急速な協力枠組み成立の可能性

### (4) 《事例》国際合併処理を巡る国際的対立

○Boeing/MD(97 年)

・米国 FTC：無条件で容認(MD が将来的に有効な競争者ではないこと；ただし，反対意見あり)

・EC 委員会：条件付き(航空会社との排他的購入契約の解除)で容認[エアバス社保護の指摘あり]

・日本公正取引委員会：国内に子会社等はなく，管轄権なし

GE/Honeywell(01 年)

・米国司法省：無条件で容認

・EC 委員会：禁止命令[Portfolio 理論の採用 米国司法省が批判]

## 3 市場アクセスの阻害

### (1) 輸入制限行為(輸入品を排除するカルテル等)

・ソーダ灰事件(昭和 58・3・31 勧告審決)：米国産ソーダ灰の輸入制限協定

80 年代の独占禁止法を巡る日米間の大きな争点

・補修用自動車ガラス事件(平成 12・2・2 勧告審決)：輸入品を扱う事業者の差別

・[ニッショー私的独占審判事件(平成 12・3・17 審判開始決定)：輸入品を扱う事業者の排除]

### (2) 流通支配行為

日米間の貿易摩擦品目(自動車，自動車部品，板ガラス，紙，保険など)

公正取引委員会による実態調査・是正指導

法執行活動がないことへの批判もあり

日米フィルム紛争：米国による WTO 紛争処理手続の活用

パネル報告書(98 年 1 月)は日本側の反論をおおむね認める判断(米国は上訴せず)

### (3) 外国での米国からの輸出を制限する行為に対する米国反トラスト法の適用問題

#### 4 国際的独占・寡占企業の一方的行為

##### (1) 各国で同様の行為が行われている可能性

###### マイクロソフト事件

- ・米国：94 年同意判決(排他的契約条項), 97 年同意判決違反提訴(98 年司法省控訴審敗訴)  
98 年司法省・州が提訴(OS 市場の独占行為)：第一審(00 年)では違法・分割命令 控訴審破  
棄差戻し 司法省・9 州は同意判決手続中(残る 9 州は地裁審理を続行)

- ・日本：平成 10 年日本 MS に勧告審決(応用ソフトの抱き合わせ)

米国 MS に警告(競合ブラウザの排除)

###### ノーディオン事件：カナダ企業による排他的取引(全量購入)契約

- ・EU：98 年 7 月違反行為是正により手続打切り
- ・日本：98 年 9 月勧告審決(日本に拠点を有しない外国企業への法適用)

##### (2) 自国企業保護的な運用のおそれ

- ・IBM 事件( EC 委員会の措置について米国が異議(84 年) )
- ・航空会社の CRS を巡る米国司法省から EC 委員会への協力協定(積極的礼讓)に基づく調査要請(97 年) 99 年 3 月正式調査開始 00 年 7 月審査打切り(自発的是正)
- ・MS 事件( EC 委員会は厳しい措置を要求して審査継続中)

#### 5 国際的技術移転

##### (1) 規制基準：開発基準 v. 競争基準

外資法による審査の時代：技術導入企業(=日本企業)の利益保護

「昭和 43 年認定基準」：開発基準と競争基準の混交，国際契約のみ対象

「平成元年運用基準」：競争基準，技術供与も対象，国内契約も対象

「平成 11 年指針」：更に競争基準に純化，私的独占等もカバーする内容

##### (2) 規制主体：host country v. home country

- ・途上国：ホスト国だけでなく，ホーム国も規制すべき
- ・先進国：ホスト国が競争基準で規制すべき

##### (3) UNCTAD 技術移転コード案の挫折

##### (4) TRIPS 協定第 40 条(契約による実施許諾等における反競争的行為の規制)

##### (5) 先進国(米国，EU，日本等)の規制基準の収斂(ライセンスの競争促進効果を重視)

途上国側が合理的根拠のない開発基準(自国企業保護政策)により規制することを警戒

## 第2 国際執行協力と国際的ハーモナイゼーション

### 【ポイント】

- 1 国境を越えて行われる競争制限行為に対して**実効的な規制を及ぼす**とともに、**国際的な規制に伴う摩擦や対立を回避・解決**するためには、国際的な執行協力を強化していくことが必要である。従来、米国反トラスト法の域外適用への反発もあり、後者の側面に関心が集まりがちであったが、今後は、前者の側面こそが重要である。
- 2 執行協力には、種々の方法・態様があり得るが、重要かつ困難な課題は、競争当局に課されている**秘密保持義務**(独占禁止法第 39 条等)との関係である。大変センシティブな問題であり、関係企業の正当な利益に配慮した仕組み・運用が求められる。
- 3 国際競争法の形成に向けた半世紀以上にわたる歩みは、これまでのところ、十分な成果を挙げていない。イ)競争法・競争政策の普及、キャパシティ・ビルディングに向けた技術協力の強化、ロ)競争法の**コア・プリンシプル**(競争法の制定・独立の執行機関の設置；国籍等による差別の禁止，関係事業者への手続的保障，被害者のアクセス)の合意作りが当面の課題である。

## 競争法分野における国際的執行協力

- 1 国際協力の態様・段階
  - (1) 国際執行協力 v.国際政策協調
  - (2) 当事国/フォーラム：二国間 v.地域 v.複数国間 v.多国間
  - (3) 任意的(ソフト・ロー) v.義務的
- 2 国際執行協力
  - (1) 協力の必要性和有効性
  - (2) 協力の歴史
    - ・OECD通報・協議制度
    - ・米国との二国間協定の網の目 実質的なマルチのネットワークへ
    - ・MLAT(司法共助条約)・国際捜査共助法 日米刑事共助条約(03・8・6署名)
  - (3) 協力の形態と原則
  - (4) Comity(国際礼讓)
    - ・negative(traditional) comity
    - ・positive comity(積極的礼讓)
  - (5) 制約要因 - 秘密保持義務
  - (6) 米国のIAEAA(International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994)
    - 米豪協定(99・4・28)
  - (7) 他の法分野(証券, マネーロンダリング, 租税など)からの学習
- 3 日米協力協定(99・10・8), 日EC協力協定(03・7・10)の意義と限界

## 競争法の普及・国際競争法への展望

### 1 競争法の普及のための国際協力

- (1) 国際経済社会への参画のための前提条件
  - ・ E U加盟 加盟国のみならず加盟希望国が E U型の競争法を採用
  - ・ W T O加盟
- (2) 先進国の立場 - 競争法の「輸出」競争
  - ・ 日本： A P E C等の組織を活用した協力；二国間協力（ロシア，中国等）
- (3) 国際組織による支援： U N C T A D，O E C D，世銀・ I M F
- (4) 途上国の立場
  - イ) 受け入れ： N I E S，ラ米諸国(地域統合の経験)
  - ロ) 自由貿易による代替：香港，シンガポール
  - ハ) 批判的立場（開発政策への悪影響を懸念）：インド，マレーシア
  - ニ) 学習プロセスないし問題意識なし：多くの途上国
- (5) W T O・「貿易と競争」作業部会の役割
- (6) キャパシティ・ビルディングの重要性

### 2 競争法の国際的ハーモニゼーション

- (1) ハーモニゼーションの意味
- (2) ハーモニゼーションの可能性と限界
- (3) ハーモニゼーションのためのフォーラム
- (4) ハーモニゼーションの方法
- (5) O E C D・C L Pの役割（peer review，best practiceの追求）

### 3 国際競争法への展望

- (1) I T O憲章からW T O協定へ（歴史的経緯）
- (2) 現行W T O協定と競争問題
- (3) W T Oへの取り込みの是非
- (4) 種々の提案とその評価：D I A C，Van Miert Report，Scherer，Fox，Graham/Richardsonなど
- (5) W T Oの意義の過大評価への警鐘
- (6) W T Oシアトル閣僚理事会へ向けた E U，日本，加の提案（基本原則に関する枠組協定）
- (7) ドーハ閣僚宣言（01・11・14）パラ 23～25（2年後，コンセンサスで開始）

### 4 I C P A Cレポートとその後の動き

- (1) 米国司法省の考え方
- (2) I C P A C 報告書（00年2月）：Global Competition Initiative - Rill 元反トラスト局長の主導？
- (3) Klein 反トラスト局長スピーチ（00年9月），Monti E C委員会委員スピーチ（00年10月）
- (4) International Competition Network（競争当局間のバーチャルな協力組織）の立ち上げ
  - イ) 国際的企業結合
  - ロ) 規制改革における競争唱導

### 5 競争法のコア・プリンシプル（手続面が中心）